

訪問看護ステーション虹彩利用料金表（医療保険適用）

【負担割合】

後期高齢者（75歳以上）		1割、現役並みの所得の方は3割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者 70歳～74歳	2割 現役並みの所得の方は3割
		一般	3割
		70歳未満	6歳未満は2割

【基本料金】

	1回あたりの 利用料金	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割	備考
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	5,500 円	550 円	1,100 円	1,650 円	週3日まで 1回につき
	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円	週4日以降 1回につき

【加算関係等】

	1回あたりの 利用料金	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割	備考
緊急時訪問看護加算	2,650 円	265 円	530 円	795 円	1回につき
長時間訪問看護加算	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円	週1回まで 1回につき
複数名訪問看護加算 看護師と訪問	4,300 円	430 円	860 円	1,290 円	週1回まで 1回につき
複数名訪問看護加算 准看護師と訪問	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円	週1回まで 1回につき
複数名訪問看護加算 看護補助者と訪問	3,000 円	300 円	600 円	900 円	週3回まで 1回につき
夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円	210 円	420 円	630 円	1回につき
深夜訪問看護加算	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	1回につき
訪問看護情報提供療養費	1,500 円	150 円	300 円	450 円	1回につき
訪問看護ターミナルケア療養費	20,000 円	2,000 円	4,000 円	6,000 円	

訪問看護管理療養費及び加算

訪問看護管理療養費 従来型	7,400 円	740 円	1,480 円	2,220 円	月の初日に算定 1回につき
	2,980 円	298 円	596 円	894 円	2日目以降に算定 1回につき
24時間連絡体制加算	2,500 円	250 円	500 円	750 円	1月につき
退院時共同指導加算	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	1回につき 退院時
退院支援指導加算	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	1回につき 退院時
在宅患者連携指導加算	3,000 円	300 円	600 円	900 円	1月につき
在宅患者緊急時カンダレンス加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円	1回につき 月に2回算定可能
特別管理加算Ⅰ	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	1月につき
特別管理加算Ⅱ	2,500 円	250 円	500 円	750 円	1月につき

※准看護師がサービス提供する場合は、上記料金の10%減算となります。

※訪問時間の目安は30分～1時間30分となります。

※利用者一人につき、原則週3日の訪問となります。厚生労働大臣の定める疾病等の利用者は制限はありません。

【介護保険外サービス】

介護保険・医療保険対象外の訪問・入院中での外泊時など 保険を使えない・使わない場合など	8,140 円	1回につき（概ね1時間）
エンゼルケア	日中	10,000 円 営業日 8時30分～17時30分
	夜間・営業日以外	15,000 円 営業日以外 18時～8時

【キャンセル規定】

①	利用日の前日17時までに連絡をいただいた場合	無料
②	利用日当日にご連絡をいただいた場合	利用料金の10%
③	ご連絡がなかった場合	利用料金の50%

【交通費】

①	通常の事業の実施区域を越えてサービス提供を行った場合	5km以内 500円
②	通常の事業の実施区域を越えてサービス提供を行った場合	5km以上 1,000円

【その他】

①	利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用は利用者の負担になります。
---	--

【 加算要件等説明書（医療保険） 】

加算名		要件等
①	緊急時訪問看護加算	訪問看護計画に基づき定期的に行う訪問看護以外で、利用者や家族の求めに応じて、主治医の指示により緊急訪問を行う。
②	長時間訪問看護加算	特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている者又は、特別加算を算定する者に該当する利用者に対し、1回の訪問時間が90分を超える訪問看護を提供した場合。
③	複数名訪問看護加算	同時に二人の看護師等が一人の利用者に訪問看護を提供した場合に算定
④	夜間・早朝訪問看護加算	午前6時00分～8時00分 午後6時00分～午後10時 上記の時間帯に訪問した場合に加算算定
⑤	深夜訪問看護加算	午後10時00分～午前6時00分 上記の時間帯に訪問した場合に加算算定
⑥	訪問看護情報提供療養費	利用者が居住する市区町村・保健所等に対して、訪問看護に関する情報提供をした場合に算定
⑦	訪問看護ターミナルケア療養費	死亡日前14日以内に2回以上のターミナルケアを行った場合
訪問看護管理療養費及び加算		
⑨	訪問看護管理療養費（従来型）	安全なサービス提供体制が整備されている事。訪問看護計画書等を主治医に提出するとともに、休日・祝日等も含めた計画的な管理を継続して行っている場合に算定
⑩	24時間連絡対応体制加算	利用者又はその家族などから、電話などにより看護に関する意見を求められた場合、必要に応じて行う体制にあること。
⑪	退院時共同指導加算	医療機関又は介護老人保健施設に入院（入所）中で、訪問看護を受けようとする患者又はその看護に当たっている者に対して、退院（退所）にあたり、訪問看護師が当該主治医等と療養上必要な指導を実施した場合に算定
⑫	退院支援指導加算	退院日に療養上の退院指導が必要な厚生労働省が規程する疾病等の利用者に対し、退院日に訪問看護が必要と認められた者に対して、訪問看護師が指導を行った場合に算定
⑬	在宅患者連携指導加算	利用者の医療関係職種間で文書などにより共有された情報をもとに、利用者又はその家族などに対して指導を行った場合に算定
⑭	在宅患者緊急時カンファレンス加算	利用者の状態の急変や診療方針等の変更等に伴い、主治医により開催されたカンファレンスに訪問看護師が参加し、共同で利用者や家族等に対し、指導を行った場合に算定
⑮	特別管理加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める状態のイに該当する利用者に対し、訪問看護に関する計画的な管理を行っている場合
⑯	特別管理加算Ⅱ	厚生労働大臣が定める状態のロ・ハ・ニ・ホに該当する利用者に対し、訪問看護に関する計画的な管理を行っている場合

下記の厚生労働省が定める疾病等の患者に際しては、医療保険適用となります。

- | | |
|--|--|
| ① 末期の悪性腫瘍
② 多発性硬化症
③ 重症筋無力症
④ スモン
⑤ 筋委縮性側索硬化症
⑥ 脊髄小脳変性症
⑦ ハンチントン病
⑧ 進行性筋ジストロフィー症
⑨ パーキンソン病関連疾患 | ⑪ プリオン病
⑫ 亜急性硬化性全脳炎
⑬ ライソゾーム病
⑭ 副腎白質ジストロフィー
⑮ 脊髄性筋委縮症
⑯ 球脊髄性筋委縮症
⑰ 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
⑱ 後天性免疫不全症候群
⑲ 頸髄損傷及び人口呼吸器を使用している状態 |
|--|--|

※進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールのステージ3以上又は生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度に限る）
 ※多系統萎縮症
 ※線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群

【厚生労働大臣が定める状態等】

- イ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ロ) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧患者指導管理を受けている状態
- ハ) 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態
- ニ) 真皮を超える褥瘡の状態
- ホ) 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態